

取引先とののかかわり（日東電工単体）

日東電工は、取引先の正当な権利を尊重するとともに公正で透明性のある取引に努めています。サプライヤーズミーティングなどで取引先とお互いに意見を交換し、継続的で密なコミュニケーションを図ることで、両者の発展を目指しています。

取引先とのコミュニケーション

サプライヤーズミーティングを開催し、取引先との交流を深めています

日東電工では、供給業者（取引先）との継続的な対話を重視しています。

なかでも複数の事業部があり製品ジャンルも多岐にわたる亀山・豊橋両事業所では、取引先の数が多いため、年1回主力サプライヤーを集めて「サプライヤーズミーティング」を実施しています。日東電工の動向や原材料に対する要求品質、品質システム等の説明や意見を交換し、取引先に品質向上のご協力をお願いしています。また技術・納期・品質改善で特にご協力いただいた取引先の表彰や、日東電工の製品のポスターセッションなども行い、交流を深めています。

このミーティングは、亀山事業所では1998年から、豊橋事業所では2001年から、毎年開催しており、毎回約100社の取引先メーカーや商社が参加しています。

豊橋事業所では、2005年度のサプライヤーズミーティングを6月に実施するため準備を進めています。このミーティングには、メーカー70社、商社18社が参加する予定です。



サプライヤーズミーティング



ポスターセッションの様子

公正な取引

下請法改正にともない、勉強会を実施しました

日東電工の取引先への支払いに関して、2004年度には問題は発生していません。

2004年度、日東電工では、2004年6月の「下請代金支払遅延防止法」と「下請中小企業振興法」の改正にともない、中小企業庁、公正取引委員会の指導に沿って対象先選定の基準や違反行為防止の徹底を社内通達するとともに、国内全事業所に対して下請法の勉強会を実施しました。

下請法勉強会には、調達担当者だけでなく、実質的に発注行為を行っているすべての部署の担当者も参加し、計237名が受講しました。また、事業所調達部署に対しては、調達部門による内部監査を行い、調達活動全般についてチェックと指導を行いました。

今後は、改正下請法に準じた受発注のルールについての勉強会や監査の対象を、日東電工だけでなくグループ全社にまで拡げていきます。また、不正を防止するという理由から「見積・発注・検収」の担当者を別にするというルールをグループの原則としていく方針です。

CSRに基づく調達方針

2005年度中に調達方針と調達行動基準を制定します

日東電工では、販売店を含むサプライチェーンにおける不適正な労働（児童労働・強制労働など）の排除・人権尊重のためのマネジメント方針については、具体的な方針策定には至っていませんでしたが、2005年度には、上半期中にCSRに基づく調達方針と調達行動基準を制定し、公表する予定です。サプライヤー評価の一環として、調達先でのコンプライアンスの適合状況や労働条件などCSRに関するアンケートの実施も考えています。